

小売販売業者の皆様へ

米トレーサビリティ法とは

カビ米などの問題が発生した際に、流通ルートをややかに特定できるように、

- 『米穀等の取引等の記録を作成・保存すること』(H22.10.1～)
- 『産地情報を取引先や消費者に促進すること』(H23.7.1～) が義務付けられました。

法律の対象となる品目は次のものです

米穀(もみ、玄米、精米、碎米)、米粉等の中間原材料、米菓生地、
米飯類、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

小売販売業者の皆様がしなければならないこと

1. 入荷伝票を受領し、3年間保存してください

平成22年10月から
始まっています。

入荷伝票に記載する項目

- 品名(通常用いている名称)
- 産地(「国産」、「〇〇県産」等)
- 数量
- 年月日(搬出入した日
(困難な場合は、発注日等))
- 搬出入した場所
(その場所が特定できる名称及び所在地)
- 取引先名(取引先の氏名又は名称)
- 用途
(用途限定米穀は、その用途)

〈入荷伝票の例〉

納品書		④ 納品日 平成 年 月 日			
岐阜県岐阜市〇〇4-4					
⑥ (株)〇〇スーパー 様					
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。					
商品名	数量	単価	金額	用途限定	
② 国産 田舎せんべい(10枚入り) ①	③ 5	50	250		
国産 むれおかき(100g)	5	150	750		
国産 加工用米(100kg)	1	1,000	1,000	加	⑦
計	10		2,000		
消費税			100		
合計			2,100		
⑤ 搬出場所					
岐阜県岐阜市〇〇2-2		搬出場所が、右記と異なる場合は、伝票の空欄に搬出場所を自書してください。		岐阜県岐阜市〇〇1-1 (株)〇〇米菓 ⑤	

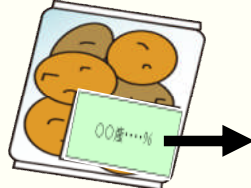
※「取引等の記録の作成・保存の義務」は、取引に使用した伝票を保存することで、義務を果たしたことになります。
※記録は、対象品目を取引、事業所間移動、廃棄を行った場合に、作成、保存しなければなりません。
※対象品目を、取引事業者へ販売する場合は、出荷記録を作成し保存しなければなりません。
※記録は、伝票以外でもかまいません。他の記録の作成方法については、「お問い合わせ先」へご連絡ください。

裏面もご覧ください

小売販売業者の皆様がしなければならないこと

2. 一般消費者に産地を伝達してください 平成23年7月から始まります。

方法① 納入した商品に、産地が記載されているか確認する。



国産米100%	
名称	米菓
原材料名	うるち米(国産)、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存して下さい。
製造者	〇〇製菓(株) 岐阜県〇〇市〇〇町1-1

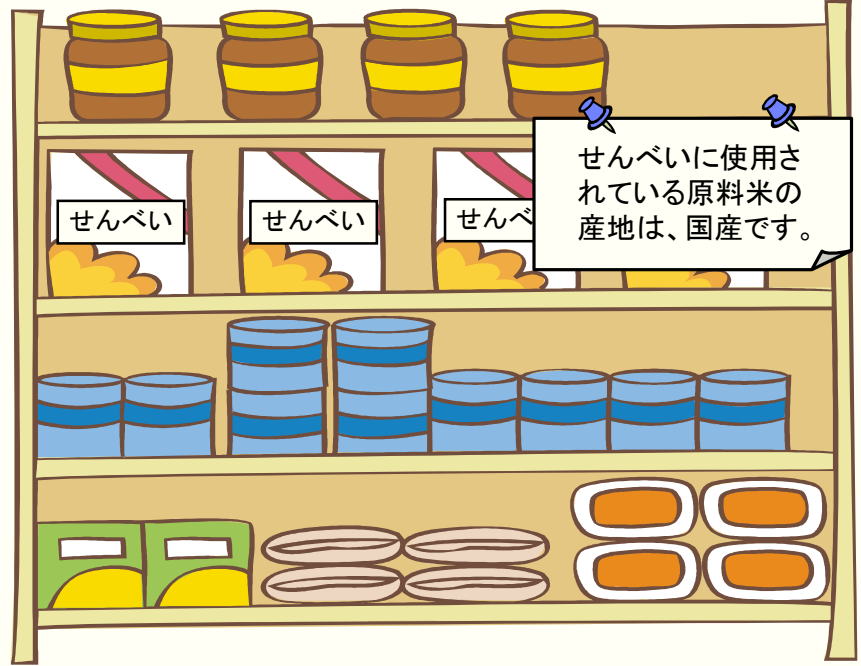
原料米の産地は、コチラへ
→ 0120-123-4567

原料米の産地は、コチラへ
→ <http://www.xxxxxxxxxxxxx>

※納入した一般消費者販売用商品の容器・包装に産地が記載されている場合には、そのまま商品を販売すれば、一般消費者に産地を伝達したことになります。

方法② ポップ表示により産地を伝達する

※納入した一般消費者販売用商品の容器・包装に産地が記載されていない場合には、伝票等により伝達されてきた情報を、店頭に掲示するなどの方法により、一般消費者に伝達する必要があります。



違反した場合は、罰せられることがあります。
不明な点は以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先	岐阜県健康福祉部 〇〇保健所	生活衛生課 生活衛生担当	TEL: 058-272-8284 TEL: 058- -
---------	---------------------------------	-----------------	----------------------------------

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。 米トレーサビリティ法 検索